

浜松市公告第686号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年8月5日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール浜松都田テクノ

浜松市北区新都田三丁目101番地1、101番地2

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者の 役職・指名	住所
株式会社カインズ	代表取締役 土屋裕雅	群馬県高崎市高関町380番地
株式会社ベイシア	代表取締役 土屋嘉雄	群馬県伊勢崎市下道寺町510番地
株式会社ベイシア電器	代表取締役 土屋嘉雄	群馬県伊勢崎市下道寺町900番地
その他未定		

(変更後)

小売業者名	代表者の 役職・指名	住所
株式会社カインズ	代表取締役 土屋裕雅	群馬県高崎市高関町380番地
株式会社ベイシア	代表取締役 高山正雄	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社ベイシア電器	代表取締役 土屋嘉雄	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社メガネスーパー	代表取締役 足利恵吾	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

3 変更年月日

平成18年1月13日

4 届出年月日

平成22年7月29日